

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 町等の区域の変更(二件)(市町村振興課)
- 保険医療機関等の指定(保険課)
- 健康保険法による指定訪問看護事業者の指定( )
- 秋冬ねぎに関する生産出荷近代化計画の樹立(農産園芸課)
- 土地改良区の役員就任(農村整備課)
- 土地改良区の役員退任( )
- 土地改良区の定款の変更認可( )
- 土地区画整理法による換地処分(二件)(都市計画課)
- 鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)
- ◇ 選 管 告 示 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正
- ◇ 公 告 調理師試験の実施(健康対策課)
- ◇ 調 達 公 告 一般競争入札の実施(会計課)

## 告 示

### 鳥取県告示第三百九十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第百三条第四項後段の規定による地域振興整備公団が行う鳥取新都市土地区画整理事業(第二十九工区)の宅地の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町及び字の名称	若葉台北三丁目
区域を変更する町及び字の名称	若葉台北三丁目の全域
	生山字池ノ平三〇六の一部、三〇六の一、三〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地
	生山字奥山立口三〇九から三二二まで、三二三の二及びこれらと一体をなす国有地
	生山字万ヶ谷五二三、五一四の二の一部
	生山字瓢箪谷五一五の二の一部、五一五の四
	生山字私都谷五一七の二、五一七の二八
	生山字芋谷五三五の七、五三六の二、五三七の二、五三八、五三九の二の一部、五四一の一部及びこれらと一体をなす国有地
	同上の区域(平成十年一月二十六日現在の地番による。)

生山字池ノ平	生山字池ノ平のうち三〇六の一部、三〇六の一、三〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
生山字奥山立口	生山字奥山立口のうち三〇九から三一二まで、三一二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
生山字万ヶ谷	生山字万ヶ谷のうち五一三、五一四の二の一部以外の区域
生山字瓢箪谷	生山字瓢箪谷のうち五一五の二の一部、五一五の四以外の区域
生山字私都谷	生山字私都谷のうち五一七の二、五一七の二八以外の区域
生山字芋谷	生山字芋谷のうち五三五の七、五三六の二、五三七の二、五三八、五三九の一の一部、五四一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第三百九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第二百三十四条第四項後段の規定による地域振興整備公団が行う鳥取新都市土地区画整理事業（第三十工区）の宅地の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町及び字の名称

同上の区域（平成十年一月二十六日現在の地番による。）

若葉台北三丁目	若葉台北三丁目の全域
生山字池ノ平	生山字池ノ平三〇二の一部、三〇三の一部、三〇三の一の一部、三〇四、三〇五、三〇六の一部、三〇七の一部、三〇八及びこれらと一体をなす国有地
生山字芳ヶ谷	生山字芳ヶ谷五二二の二の一部、五二二の三、五二二の五の一部
生山字万ヶ谷	生山字万ヶ谷五一四の二の一部、五一四の二の一部
生山字瓢箪谷	生山字瓢箪谷五一五の二の一部、五一五の五
生山字池ノ平	生山字池ノ平のうち三〇二の一部、三〇三の一部、三〇三の一の一部、三〇四、三〇五、三〇六の一部、三〇七の一部、三〇八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
生山字芳ヶ谷	生山字芳ヶ谷のうち五一二の二の一部、五一二の三、五一二の五の一部以外の区域
生山字万ヶ谷	生山字万ヶ谷のうち五一四の二の一部、五一四の二の一部以外の区域
生山字瓢箪谷	生山字瓢箪谷のうち五一五の二の一部、五一五の五以外の区域

鳥取県告示第三百九十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
明穂整形外科	鳥取市扇町一―三	平成十年五月一日
福田内科医院	鳥取市瓦町三〇四	平成十年五月十五日
音田内科	倉吉市東町四三五	〃
医療法人社団今井歯科クリニック	米子市両三柳二〇三三	〃
潤齒科医院	鳥取市栄町二〇七	平成十年五月十六日
小林薬局東町店	倉吉市東町四三五―一〇	平成十年五月十五日
てらもと薬局	境港市渡町一四四七―四	〃
のぞみ調剤薬局	鳥取市行徳一丁目三三〇―二	〃
佐野薬局	米子市上後藤二丁目三一六	平成十年五月二十九日

**鳥取県告示第四百号**

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十四条ノ五第二項本文の規定に基づき、同法第四十四条ノ四第一項の規定による指定訪問看護事業者の指定があつたものとみなされるものについて、同法第四十四条ノ十二第一号の規定により、次のとおり告示する。

平成十年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	主たる事務所 の所在地	訪問看護ステ― ションの名称	訪問看護ステ― ションの所在地	指 定 年 月 日
社会福祉法人 福生会	東伯郡三朝町大 字横手三九六	訪問看護ステ― ションみささ	東伯郡三朝町大 字横手三九六	平成十年三月二 十四日

**鳥取県告示第四百一号**

野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三十三号）第八条第一項の規定に基づき、鳥取いなば地域の秋冬ねぎに関する生産出荷近代化計画を次のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

平成十年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

〔次のとおり〕は、省略し、その計画書を鳥取県農林水産部農産園芸課に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第四百二号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理 事 長谷川 邦 治 東伯郡大栄町大字西高尾一六五

平成十年三月十日就任 任期平成十一年四月六日まで

**鳥取県告示第四百三号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大誠土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規

定により告示する。

平成十年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理 事 岡 崎 勸 東伯郡大栄町大字六尾一七四

平成十年四月一日退任

鳥取県告示第四百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、会見地区土地改良区の定款の変更を平成十年五月二十一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第一百三十三条第三項の規定に基づき、地域振興整備公団から鳥取新都市土地区画整理事業（第二十九工区）の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成十年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第一百三十三条第三項の規定に基づき、地域振興整備公団から鳥取新都市土地区画整理事業（第三十工区）の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成十年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百七号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成十年六月一日から施行する。

平成十年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表株式会社鳥取銀行の項中

倉吉中央支店

倉吉市上井町一丁目

に改める。

倉吉駅前支店

倉吉市上井

を

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十九号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号（不在者投票管理者を置く）とのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成十年五月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

一の表中 「医療法人仁厚会倉吉病院」を「医療法人仁厚会倉吉記念病院」に改める。

二の表の鳥取県立皆生尚寿苑の項中

米子市東福原一三九三

米子市

新開一丁目五一一五

に改め、同表の鳥取県立福原荘の項中

米子市上福原一七

五四一一

を「米子市皆生温泉四丁目一七一二」

に改める。

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項に規定する調理師試験を次のとおり実施する。

平成10年5月29日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（調理師法附則第3項に規定する者を含む。）で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

2 試験の日時

平成10年9月1日（火）午前8時50分から正午まで

3 試験の場所

次の各試験会場のうち、受験者の希望する試験場

(1) 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

(2) 倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所大会議室

(3) 米子市雑町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂

4 試験科目

(1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学 (3) 栄養学 (4) 食品学 (5) 食品衛生学

(6) 調理理論

5 受験手続

(1) 書類の提出先

ア 県内居住者 住所地为管轄する保健所又は保健所支所

イ 県外居住者 受験希望地を管轄する保健所

(2) 提出書類

ア 受験願書 (所定の様式によること。)

イ 履歴書 (所定の様式によること。)

ウ 中学校以上の学校の卒業証明書又は卒業証書の写し (卒業証書の氏名が婚姻その他の理由により現在の氏名と異なっている場合は、戸籍抄本を添付すること。)

エ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類 (所定の様式によること。)

オ 写真 (受験願書提出前6月以内に撮影した正面、脱帽、上三分身像で縦4cm、横3cmのものとし、その裏面に氏名及び生年月日を記載すること。)

(3) 受験に関する書類の提出期間  
平成10年7月13日(月) から同月17日(金) までの日  
なお、郵送の場合は、平成10年7月17日(金) までの消印のあるものを有効とする。

6 受験手数料及びその納入方法

(1) 受験手数料 6,100円

(2) 納入方法  
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

7 その他

(1) 合格者の発表は、原則として試験後15日以内に各保健所及び各保健所支所において合格者の受験番号を掲示して行う。  
なお、合格者には、受験願書を提出した保健所又は保健所支所で合格証書を交付する。

(2) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(3) 受験の詳細については、鳥取市東明一丁目220鳥取県福祉保健部健康対策課又は

住所地を管轄する保健所若しくは保健所支所に問い合わせること。  
問い合わせ先電話番号は次のとおり

- 健康対策課 (0857-26-7194)
- 倉吉保健所 (0858-23-3149)
- 鳥取保健所 (0857-22-5162)
- 米子保健所 (0859-31-9320)
- 鳥取保健所都家支所 (0858-72-0132)
- 米子保健所根雨支所 (0859-72-0041)

**調 達 公 告**

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成10年5月29日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量  
ハンドル式集密書架 一式

(2) 調達物品の仕様  
入札説明書による。

(3) 納入期限  
平成10年9月30日(水)

(4) 納入場所  
鳥取市尚徳町101 鳥取県立図書館

(5) 入札方法  
契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当す

<p>る額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 競争入札参加資格</p> <p>(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品の売買等に係る競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が事務用機器のA等級又はB等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。</p> <p>(4) 平成10年5月29日（金）から同年7月21日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。</p> <p>3 契約担当部局 鳥取県出納局会計課</p> <p>4 入札手続</p> <p>(1) 入札書の提出場所及び問合せ先 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県出納局会計課用度係 電話 0857-26-7431</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 (1)の場所で交付する。</p> <p>(3) 入札説明会の日時及び場所 平成10年6月16日（火）午後1時30分 鳥取県出納局入札室（鳥取県庁本庁舎1階） 入札説明会終了後、1の(4)の場所において現場説明を行う。</p>	<p>(4) 郵送による入札可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）に限る。</p> <p>(5) 入札及び開札の日時及び場所 平成10年7月21日（火）午後1時30分（ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成10年7月21日（火）正午とする。） 鳥取県出納局入札室（鳥取県庁本庁舎1階）</p> <p>5 入札者に要求される事項</p> <p>(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。</p> <p>(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成10年7月6日（月）午後5時までに提出しなければならない。</p> <p>(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>6 入札保証金及び契約保証金 免除</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札の無効 2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年3月鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(3) 契約書作成の要否 要</p> <p>(4) 落札者の決定方法</p>
---	--

この公告に示した物品を納入できると判断された入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無  
無

(6) その他  
詳細は、入札説明書による。

#### 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: 1 Set of Moveable Stacks for the Stack Room of Tottori Prefectural Library

(2) July 6, 1998 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) July 21, 1998 1:30 PM : Time-limit for submission of tenders  
July 21, 1998 Noon : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice : Accounting Division, Bureau of the Treasury Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan